岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請書提出要項

令和８年１１月１６日

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が募集する自動販売機設置事業者の公募に参加を希望する方は、あらかじめ資格審査を受けていただき、岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿（以下「**自販機公募登録者名簿**」という。）に登載されている必要があります。

公募に参加を希望する方は、次により、自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

公募対象自動販売機 … 飲料自動販売機（アルコール飲料を除く。）、食品等自動販売機（アイスクリーム類、氷菓等）

１ 次の各号のいずれかに該当する者は公募参加資格審査の申請ができません。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（２）自動販売機の設置・運営業務について、岡山市内で２年以上の実績を有しない者

（３）法人にあっては、岡山市内に本店、支店又は営業所を有しない者
　　個人業者にあっては、岡山市内に住所を有していない者

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（５）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者及び警察等捜査機関から排除要請がある者

（７）市税（岡山市税及び自動販売機設置協定書締結先の所在地の市町村の税）、消費税及び地方消費税を完納していない者

（８）岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中である者

２ 申請方法

持参のみ。（郵送、ファクシミリ及び電子メールによる受付はいたしません。）

※必ず提出書類の内容について説明のできる方が持参してください。

３ 申請受付期間

随時。（ただし、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第 44 号）に規定する休日を除く。）

また、申請受付時間は、各日　午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までです。

４ 申請場所・問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目１番１号（岡山市役所新庁舎８階）

岡山市 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課

電話 086-803-1150【直通】

５ 資格審査結果

提出された書類を審査し、資格を有すると認められた者は、自販機公募登録者名簿に登載されます。

申請内容の一部［商号又は名称・所在地（営業所住所）・代表者職氏名・電話番号（営業所・担当部署電話番号）・ＦＡＸ番号（営業所ＦＡＸ番号）・設置可能自販機種別・市内事業者種別］及び名簿登載有効期間は、資格審査後、自販機公募登録者名簿に記載され、岡山市公式ウェブサイト上で公開されますので、あらかじめご了承ください。

なお、岡山市公式ウェブサイトへの自販機公募登録者名簿への掲載をもって審査結果の通知といたしますので、申請者においてご確認ください。（掲載日：申請日から２週間程度）

〔自販機公募登録者名簿の掲載場所〕

ＵＲＬ　https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000002794.html

トップページ ＞ 事業者情報 ＞ 事業を営んでいる方 ＞ 市有施設への自動販売機設置 ＞ 自販機公募登録者名簿と登録手続き

６ 自販機公募登録者名簿登載期間（資格の有効期間）

有資格者の名簿登載期間：申請月の翌々月１日から次回更新期限月の末日まで

※更新期限月とは、名簿登載有効開始月から起算して２４ヵ月目のことです。

※名簿登載期間後も引き続き自販機公募登録者名簿への登載を希望する場合、更新申請は必要です。

７ 提出書類

以下のNo.順に書類をそろえてご提出ください。

No.	提　出　書　類	対　象	摘　要	
－	**申請書預かり票**	全業者	◆指定様式「申請書預かり票」に必要事項を記入 **※受付時にお返しします。**	原本
①	**公募参加資格審査申請書及び誓約書**	全業者	◆指定様式「自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請書及び誓約書」に必要事項を記入、押印	原本
②	**使用印鑑届 又は 委任状（兼使用印鑑届）**	全業者	◆見積等を委任しない場合は、指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印 ◆見積等を代理人に委任する場合は、指定様式「委任状(兼使用印鑑届)」に必要事項を記入、押印	原本
③	**納税証明書 （国税）**	全業者	◆申請日前３ヵ月以内に取得したもの ◆法人の場合は様式「その３の３」 ◆個人業者の場合は様式「その３の２」 **※所轄の税務署で取得してください。**	写し可
④	**滞納無証明書 （岡山市税）**	全業者	◆申請日前３ヵ月以内に取得したもの ◆指定書式「滞納無証明交付申請書(岡山市提出用)」で証明をうけたもの ※本店所在地が岡山市外の場合は、岡山市内の支店又は営業所の住所が記載されている証明 **※各区市税事務所、地域センター等で取得してください。**	写し可
⑤	**納税（完納）証明書 （岡山市外の市町村税）**	契約締結先が岡山市外の業者	◆申請日前３ヵ月以内に取得したもの ◆自動販売機設置協定書締結先の所在地の市町村長の発行する納税証明書（「市税及び市税の延滞金に滞納がないこと」の納税証明書） **※東京都においては都税事務所長の発行したもの。**	写し可
⑥	**商業登記事項証明書**	法人	◆申請日前３ヵ月以内に取得したもの **※法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。**	写し可
⑦	**住民票**	個人業者	◆申請日前３ヵ月以内に取得したもの **※各区役所市民保険年金課、地域センター等で取得してください。**	写し可
⑧	**身分証明書**	個人業者	◆申請日前３ヵ月以内に取得したもの **※代表者について、本籍地の市町村で取得してください。**	写し可
⑨	**印鑑証明書**	全業者	◆法人(委任無)　本社の印鑑証明書 ◆法人(委任有)　本社(委任者）の印鑑証明書 ◆個人業者　代表者の印鑑登録証明書	写し可
⑩	**財務諸表 （１期分）**	全業者	◆法人の場合は、最新の決算期(株主総会等で承認され内容の確定している決算期）のもので、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」。 ◆個人業者で青色申告の場合は、最新のもので、「所得税の確定申告書Ｂ(控)」及び「青色申告決算書」。 ◆個人業者で白色申告の場合は、最新のもので、「所得税の確定申告書Ｂ(控)」及び「収支内訳書」。	写し可
⑪	**自動販売機設置実績報告書**	全業者	◆岡山市内での主な設置実績を記入してください。 ◆自動販売機の分類ごとに記入してください。	原本
⑫	**取扱自動販売機及びメーカー一覧表**	全業者	◆取り扱いのある自動販売機種別及び飲料、又は食品（アイス等）のメーカーを記入してください。 ◆岡山市内で製造された飲料又は食品（アイス等）の販売がある場合は別途記入してください。	原本

No.③、⑥から⑩の書類については、申請日時点で岡山市の一般競争（指名競争）入札参加資格の有

資格者名簿に登載されている場合（指名停止中の場合は除く。）は、省略することができます。

一般競争（指名競争）入札参加資格の有資格者名簿は、自販機公募登録者名簿とは異なるものですのでご注意ください。

〔一般競争（指名競争）入札参加資格の有資格者名簿の登録有無の確認方法〕

岡山市公式ウェブサイトから閲覧できます。

トップページ ＞ 事業者情報 ＞ 入札・契約 ＞ 入札参加資格審査申請 ＞ 1. 業者情報［入札参加資格審査申請］

８ 市内事業者の登録について

自販機公募登録者名簿登載事業者のうち、以下の条件を全て満たす場合、市内事業者として登録します。

①岡山市内に本店のある事業者

②設置する自動販売機に①の事業者が岡山市内で製造された飲料又は食品（アイス等）を１品目以上販売すること

９ 注意事項

（１）申請書類の不足、申請内容の不備等がある場合は受付できません。

（２）申請書は楷書で明瞭に記載してください。

（３）自販機公募登録者名簿に登載されても、自動販売機の種類又は公募ごとに定める参加要件等によっては公募に参加できない場合があります。

（４）申請書提出後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに指定様式「参加資格審査申請書変更届」及び添付書類を提出してください。

また、会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や、事件、事故を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、参加停止期間が加算されることがあります。

１０ その他

制度改正及び岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）の自動販売機設置事業者公募情報等については、岡山市公式ウェブサイトにてご案内しますので、随時ご確認ください。

参考

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請）

申請書預かり票（太枠内を記入してください）

	申請者（本社）
所　在　地 商号又は名称 代表者職氏名	

	点検欄	法人	個人	提出書類		岡山市確認欄	備　考
①		○	○	公募参加資格申請書及び誓約書	原本	□・不備	
②		○	○	使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届）	原本	□・不備	
③		○	○	納税証明書(国税)	写し可	□・不備	
④		○	○	滞納無証明書(岡山市税)	写し可	□・不備	
⑤		(○)	—	納税（完納）証明書(岡山市外の市町村税)	写し可	□・不備	契約締結先が市外の場合
⑥		○	—	商業登記事項証明書	写し可	□・不備	
⑦		—	○	住民票	写し可	□・不備	
⑧		—	○	身分証明書	写し可	□・不備	
⑨		○	○	印鑑証明書	写し可	□・不備	
⑩		○	○	財務諸表（最新の決算期）	写し可	□・不備	年　月決算
⑪		○	○	自動販売機設置実績報告書	原本	□・不備	
⑫		○	○	取扱自動販売機及び飲料メーカー一覧表	原本	□・不備	

□上記のうち不備書類を至急提出してください。

不備書類を提出の際には、この預かり票のコピーを添付して郵送するか、ご持参ください。

（不備書類が、写しでもよいもののみの場合（提出要項参照）はＦＡＸでも可。）

【申請時期】

随時

※自販機公募登録者名簿登載有効開始月は、申請月の翌々月です。

※自動販売機の設置にあたっては、自販機公募登録者名簿に登載されている必要があります。

※財産活用マネジメント推進課で必要書類の確認ができない場合、申請は不受理となります。

【提出先】

〒７００－８５４４

岡山市北区大供一丁目１番１号（岡山市役所新庁舎８階）

岡山市 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課

電　話　０８６―８０３－１１５０（直通）

ＦＡＸ　０８６－８０３－１７６０

【財産活用マネジメント推進課受付欄】

自動販売機設置事業者公募参加資格審査申請書及び誓約書

岡山市長　様

岡山市（水道局、市場事業部を除く。）が執行する自動販売機設置事業者の公募に参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した公募参加資格審査申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、どのような処罰を受けても異議を申しません。

1　見積り、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行するとともに、岡山市議会における暴力追放に関する決議の趣旨に賛同し、暴力団等に関与しません。なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについて同意します。

2　受託業務に関し個人情報等を扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき機密保持、事故防止等に努めます。

3　設置事業者の決定に関して、岡山市公式ウェブサイトに設置事業者名等を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

申請者（本社）	フリガナ	
	商号又は名称 代表者職氏名	（実印）
	所在地（※1）　〒 □□□－□□□□ 都 道 府 県	
	電 話 番 号	
	ＦＡＸ番号	

※1　法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

この申請の担当者	部署・氏名	連絡先電話番号
	メールアドレス	

【財産活用マネジメント推進課受付欄】

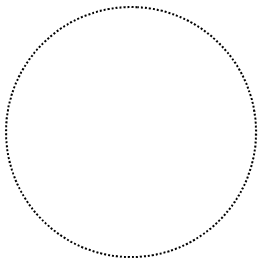
使用印鑑届

令和　　年　　月　　日

岡山市長　様

〒 □□□－□□□□

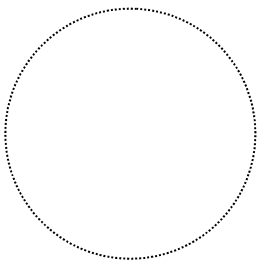
本社所在地
商号又は名称
代表者職氏名



実　印

下記の印鑑を岡山市との自動販売機設置事業に関する手続きのために使用します。

記



使用印※

※使用印は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

委任状（兼使用印鑑届）

令和　　年　　月　　日

岡山市長　様

〒□□□－□□□□

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実　印

岡山市との自動販売機設置事業に関する手続きに係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。

また、下記の受任者印を当該見積りへの参加のために使用します。

記

〒□□□－□□□□

1　委任先所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　委任先名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　受任者職氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受任者印 ※（使用印）

4　委任先電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　委任先FAX番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　委任事項

①自動販売機設置事業者の公募に参加する権限

②自動販売機設置事業者の公募参加に係る復代理人を選任する権限

③使用料、納付金等の支払をする権限

④その他自動販売機設置に係る履行に関する一切の権限

※受任者印（使用印）は、代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

自動販売機設置実績報告書

令和　　年　　月　　日

岡山市長　様

商号又は名称	

申請の日から過去２年間における自動販売機の設置実績を、下記のとおり報告します。

記

自動販売機の種類：□飲料自動販売機　□食品等自動販売機

設置年	公共団体名・会社等設置場所	公の施設名又は担当部署名	設置台数（台）

※岡山市内における主な設置実績（過去２年以上）について記入してください。

※市・県その他公共団体の庁舎又は公の施設等に設置実績がある場合は、優先して記入してください。

取扱自動販売機及び取扱メーカー一覧

令和　　年　　月　　日

岡山市長　様

商号又は名称	

取扱いの可能な自動販売機及びメーカー等については下記のとおりです。

記

１　希望取扱自動販売機

種　　類	取扱品目	取扱自販機方式
□　飲料自動販売機	□　清涼飲料 □　コーヒー飲料 □　乳飲料 □　牛乳	□　カップ式 □　カン・ボトル併売式 （びんを含む） □　パック式
□　食品等自動販売機	□アイスクリーム類、氷菓 □菓子 □カップラーメン □その他（　　）	

※ 市有施設への自動販売機設置にあたり、取扱いを希望するものにチェックしてください。

※ その他にチェックした場合は、具体的な取扱品目を記載してください。

２　取扱メーカー一覧

取扱メーカー名	取扱品目	取扱メーカー名	取扱品目

３　岡山市内製造飲料又はアイスの取扱い

商 品 名	製造工場所在地	品　　目	包　　装
	岡山市　　区	清涼飲料・コーヒー飲料・乳飲料・牛乳・アイス・その他（　　）	カップ・カン・びん・ボトル・パック・その他（　　）
	岡山市　　区	清涼飲料・コーヒー飲料・乳飲料・牛乳・アイス・その他（　　）	カップ・カン・びん・ボトル・パック・その他（　　）

※ 岡山市内で製造された飲料又は食品（アイス等）を自動販売機で販売する場合は記入してください。